

○厚生労働省告示第四十三号

検疫法施行令（昭和二十六年政令第三百七十七号）別表第三の規定に基づき、検疫法施行令第四条に基づき、調査を行う区域のうちの陸域の地域を定める等の件の一部を改正する告示を次のように定める。

令和六年二月二十九日

厚生労働大臣 武見 敬三

検疫法施行令第四条に基づき、調査を行う区域のうちの陸域の地域を定める等の件の一部を改正する告

示

（検疫法施行令第四条に基づき、調査を行う区域のうちの陸域の地域を定める等の件の一部改正）

第一条 検疫法施行令第四条に基づき、調査を行う区域のうちの陸域の地域を定める等の件（昭和三十四年厚

生省告示第四百十三号）を次のように改正する。

次の題名を付する。

検疫法施行令別表第三の規定に基づき厚生労働大臣が指定する陸域の地域

（検疫法施行令別表第三の規定に基づき厚生労働大臣が指定する陸域の地域の一部改正）

第二条 検疫法施行令別表第三の規定に基づき厚生労働大臣が指定する陸域の地域を次のように改正する。

（「次のよう」は省略し、その改正に係る指定地域を表示する図面は、当該地域を管轄する検疫所（検疫所の支所及び出張所を含む。）に備え置いて縦覧に供する。）

附 則

この告示は、令和六年四月一日から適用する。ただし、第一条の規定は、告示の日から適用する。